

お客様番号

安定所番号

※**お客様番号**は、雇用保険の各種給付の追加給付のための確認にあたり、必要な番号となります(詳細は、裏面の「**(3) お支払いまでの流れ**」や「**(5) お問い合わせ先**」をご確認ください)。

この書類一式は、雇用保険の追加給付に関する重要なものです。

内容を十分にご確認いただき、**お心当たりのある方は、同封の用紙に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒でお送り**くださいますようお願いいたします。

ご返送いただいた後も、本書類はお支払い又は対象でないこととの連絡があるまで保管願います。

## 雇用保険の追加給付に関するお知らせとお願い(ご本人確認)

### はじめに ～統計調査に関するお詫び～

毎月勤労統計調査をはじめとする厚生労働省が所管する統計について、長年にわたり不適切な取扱いをしていたことにより、国民の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

また、毎月勤労統計調査の影響により、平成16年8月以降、雇用保険の各種給付を受けていた方の給付額が低く計算されている可能性があり、追加給付の手続きを進めています。

(事案の詳細については厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_03463.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html) をご参照ください)。

#### 同封書類 ～ご確認ください～

1. (表面)雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認) (裏面)払渡希望金融機関届
2. (表面)雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)記入例 (裏面)払渡希望金融機関届記入例
3. 雇用保険制度の各種給付の概要(リーフレット)
4. 返信用封筒

## (1) お知らせとご協力のお願い

現在、対象の方に追加のお支払いをする準備を進めており、ハローワークで保有する氏名、生年月日などのデータをもとにお支払いの対象となる方を調査した結果、**お客様が対象となる可能性があることが分かりました。**

つきましては、お支払いの対象かどうかを確認させていただくため、

①下記をご確認ください。

氏名	生年月日	性別
----	------	----

②お客様自身の情報だった場合は、裏面の「**(2) 受給履歴情報**」をご覧ください、**お心当たりのある方は、同封の下記書類に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒によりご返送**いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。万が一、居住されていない方の情報であるなど、お客様自身の情報ではなかった場合には、封をした上で封筒表面に大きく「誤配」「転居した」などを書いて最寄りの郵便局へお届け、又はポストにご投函ください。

- 「雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)」の①～④(表面)
- 「払渡希望金融機関届」(裏面)

お客様への適切なお支払いにつなげるため、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、**精査の結果、まれに追加のお支払いが発生しない場合もございます。**あらかじめご了承ください。よろしくお願い申し上げます。

お支払いまでの流れやお問い合わせ先については、裏面をご参照ください。

裏面もご覧ください

## (2) 受給履歴情報

### 受給時期

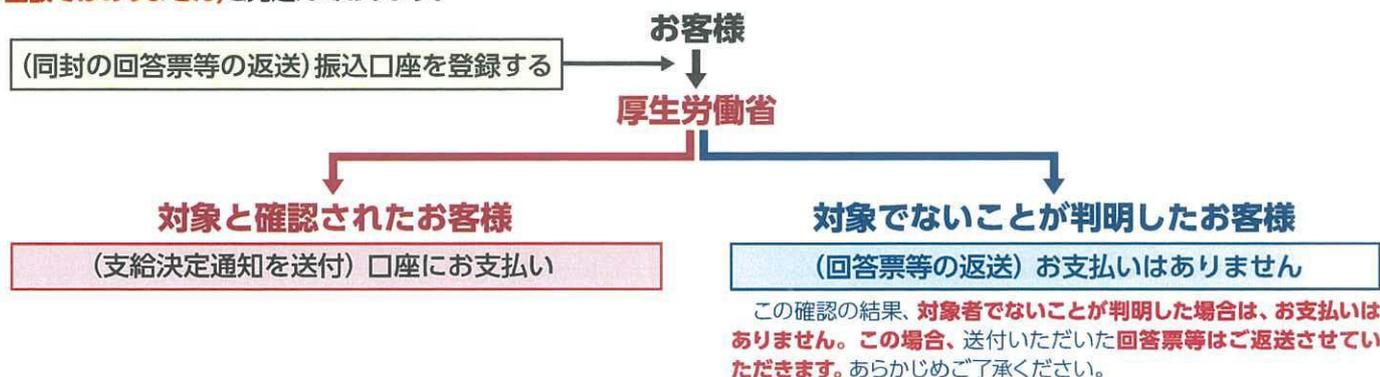
1		5	
2		6	
3		7	
4		8	

※受給時期は、給付金ごとに最大で8つまで記載しており、給付を受けた概ねの期間や、受給が決まった日等を示したものです。なお、追加給付が生じない給付金分については、記載しておりません。各給付金の受給時期の詳細については、同封の雇用保険制度の各種給付金の概要リーフレットをご確認ください。

**お心当たりのない方は、ご回答いただく必要はありません。**  
大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

## (3) お支払いまでの流れ (ご返信からお支払いまでお時間をいただく場合がございます)

**(2) 受給履歴情報**の内容にお心当たりのある方は、同封の「雇用保険の追加給付に関する回答票(ご本人確認)」及び「払渡希望金融機関届」をご記入の上ご返送ください。内容を確認した後、お支払いの対象となる方には、お客様の口座へのお支払手続を進めてまいります。なお、追加給付額の目安は、給付の種類や受給の時期などによって様々ですが、**1人当たりの平均では1,300円程度(総額であり、1日当たりの金額ではありません)**と見込んでおります。



## (4) 留意点 ~ご了承ください~

- お客様が複数のハローワークで雇用保険給付を受けていた場合などには、同様の書類が複数届く可能性があります。大変お手数ですが、正しくお支払いするため、その場合も再度必要事項をご記入の上、ご返送をお願いします。
- 金額の精査の結果、追加のお支払いが発生しないことがまれにあります。この場合、送付いただいた払渡希望金融機関届はご返送させていただきます。ご了承ください。
- 現在、雇用保険の各種給付を受給中のお客様が、登録されている口座と異なる口座を追加給付の振込先に指定された場合、現在受給中の給付の振込先も変更されますのでご注意ください。
- 追加給付が振り込まれるまでに、振込先としてご登録いただいた口座の名義変更や廃止をなされますと、正しくお支払いができなくなりますので、お控えいただきますようお願いいたします。
- 平成16年8月1日～平成17年3月31日までに就業・再就職し、早期就業支援金、早期再就職支援金を受給された方の当該追加給付は、その他の給付に比べ、お支払いまでに一定の期間がかかりますので、ご承知おきください。
- 振り込みの際の名義は、「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」又は、「ショクギョウアンテイキョク」となります。

## (5) お問い合わせ先

以下のような場合やご不明点についてお問い合わせください。

### お問い合わせ内容

- お支払いまでの流れ
- 振込先として指定可能な金融機関
- 「払渡希望金融機関届」の記入の仕方 など

### お問い合わせ先

雇用保険追加給付相談窓口 **0120-952-807**  
月～金:8:30～20:00 土日祝:8:30～17:15  
(年末年始(12月29日～1月3日)を除きます)